

「夜間・早朝等加算」について

■「夜間・早朝等加算」とは厚生労働省の定めた診療報酬点数に基づく算定であり、指定の時間以降に受診される患者様に関して、初診料または再診料に「夜間・早朝等加算」として50点を加算させていただくものです。

■下記の時間帯に受付をされた場合は、診療時間内であっても、また予約診療であっても「夜間・早朝等加算」の取り扱いとなりますのでご了承ください。

●平日 18時以降

●土曜日 12時以降

医療法人健心会

五十嵐こころのクリニック